

2026年度

危機管理マニュアル

その2 事故時

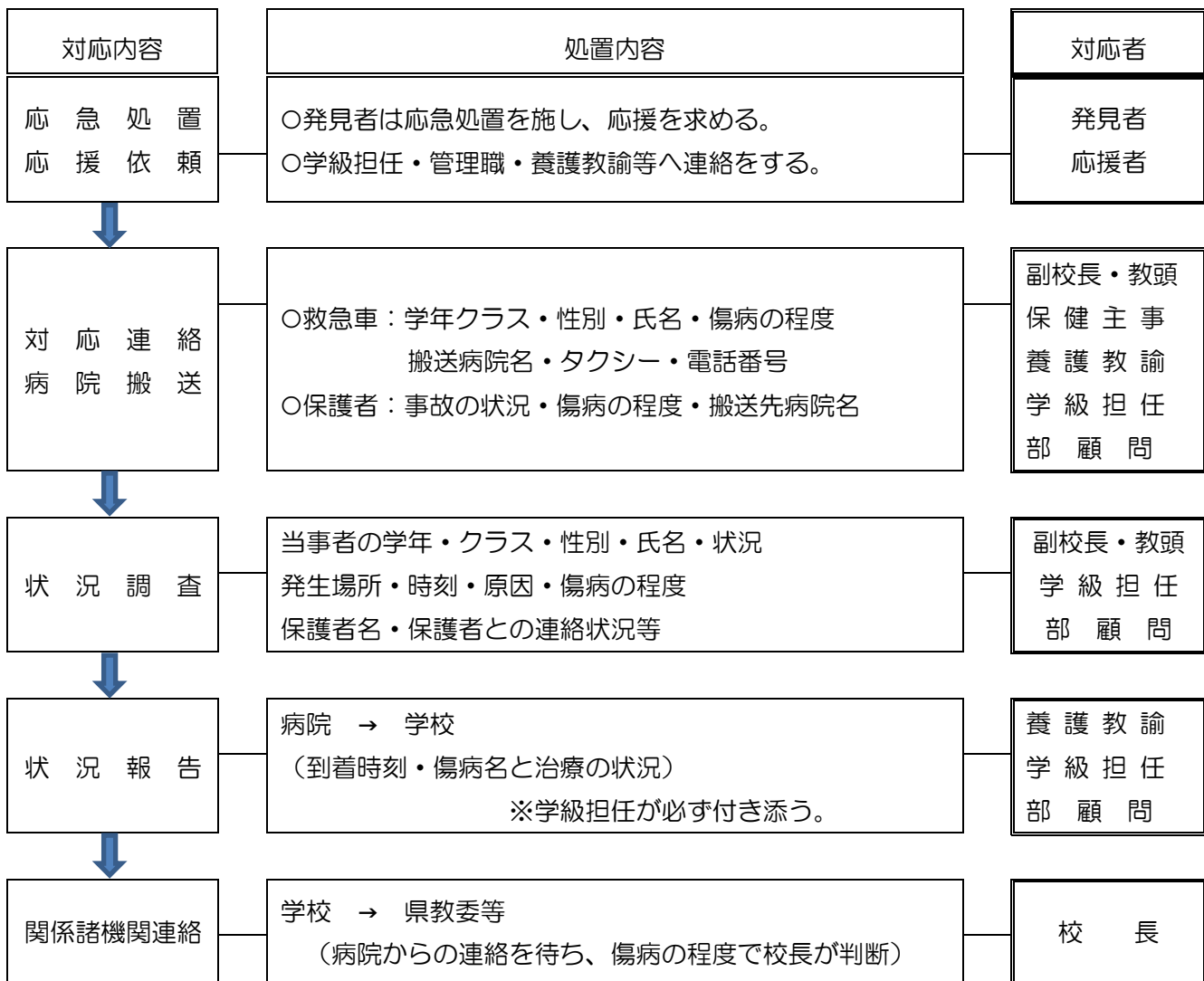
宮崎第一中学高等学校

目次

18.生徒の事故	29-32
19.職員の事故	33-34
20.校内暴力	3-36
21.いじめ	37-41
22.人権教育問題	42
23. 体罰・暴言等	42
24. ハラスメント（被害者が生徒の場合）	43
25.家出及び自殺予告	44
26.校外事件	45-46
27.不審者の侵入、不審物の発見等	47-48
28.学校への犯罪予告	49
29.交通事故発生時の対応	50-51

18 生徒の事故

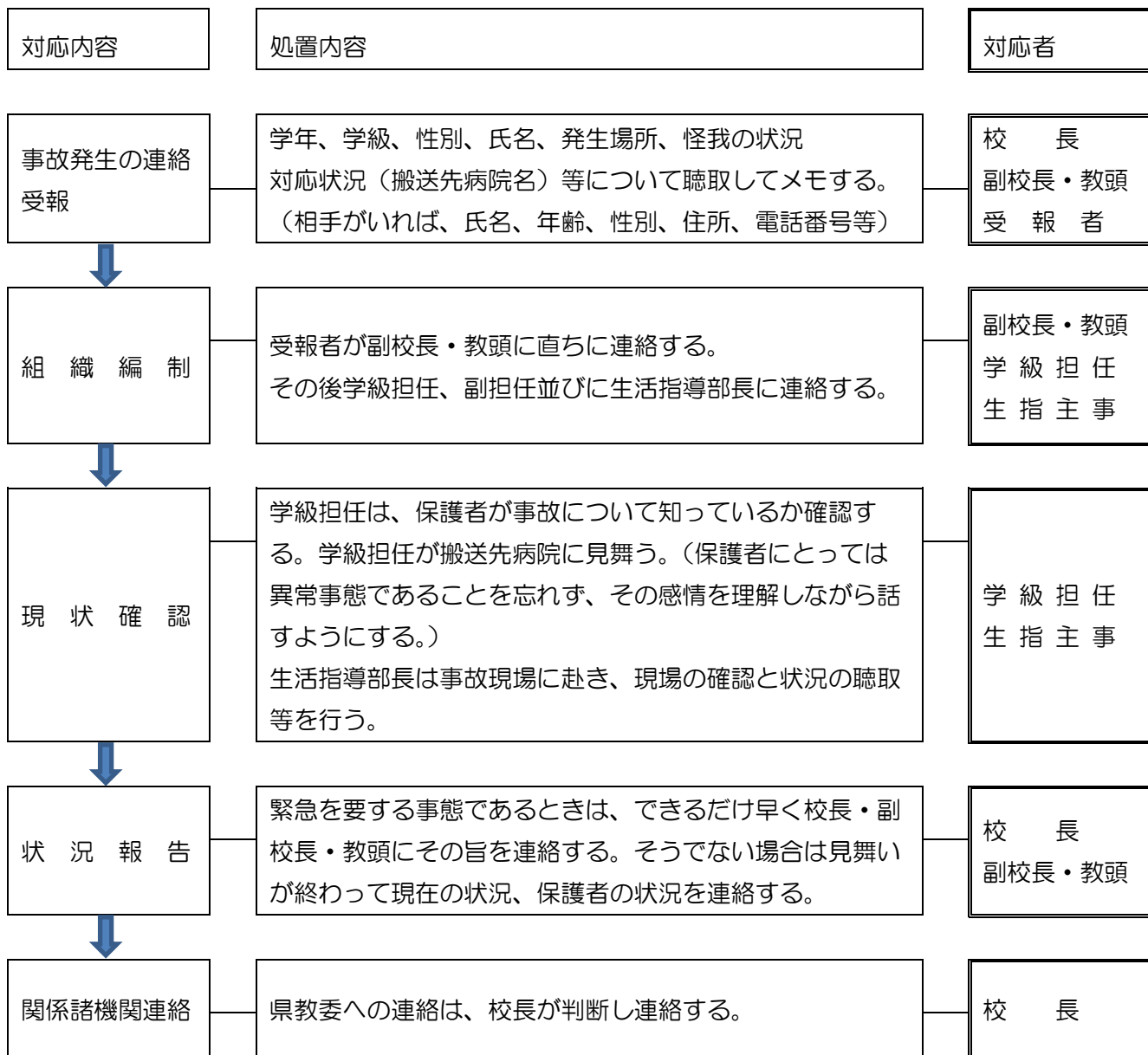
(1) 学校内



【留意事項】

- ① 保護者への連絡は、相手を動揺させることのないよう、落ち着いて連絡すること。
(事故の状況、傷病の程度、搬送先病院名、付き添い職員名、保険証の持参等)
- ② 万一事故が発生した場合には、次ページの緊急連絡体制表により、関係者および関係諸機関に速やかに連絡すること。
- ③ 加害者がある場合には、その加害者の保護者に対しても必ず状況説明の連絡をする。
- ④ 生命にかかわる事故等の場合は、校長もしくは副校長・教頭が病院に赴く。
- ⑤ 事故者を病院等へ搬送する場合には、救急車かタクシーを利用し、職員の自家用車等は使用しない。
- ⑥ 報道関係者・部外者等への対応は、校長もしくは副校長・教頭が行う。

(2) 学校外



(3) 学校内・外の生徒事故対応メモ

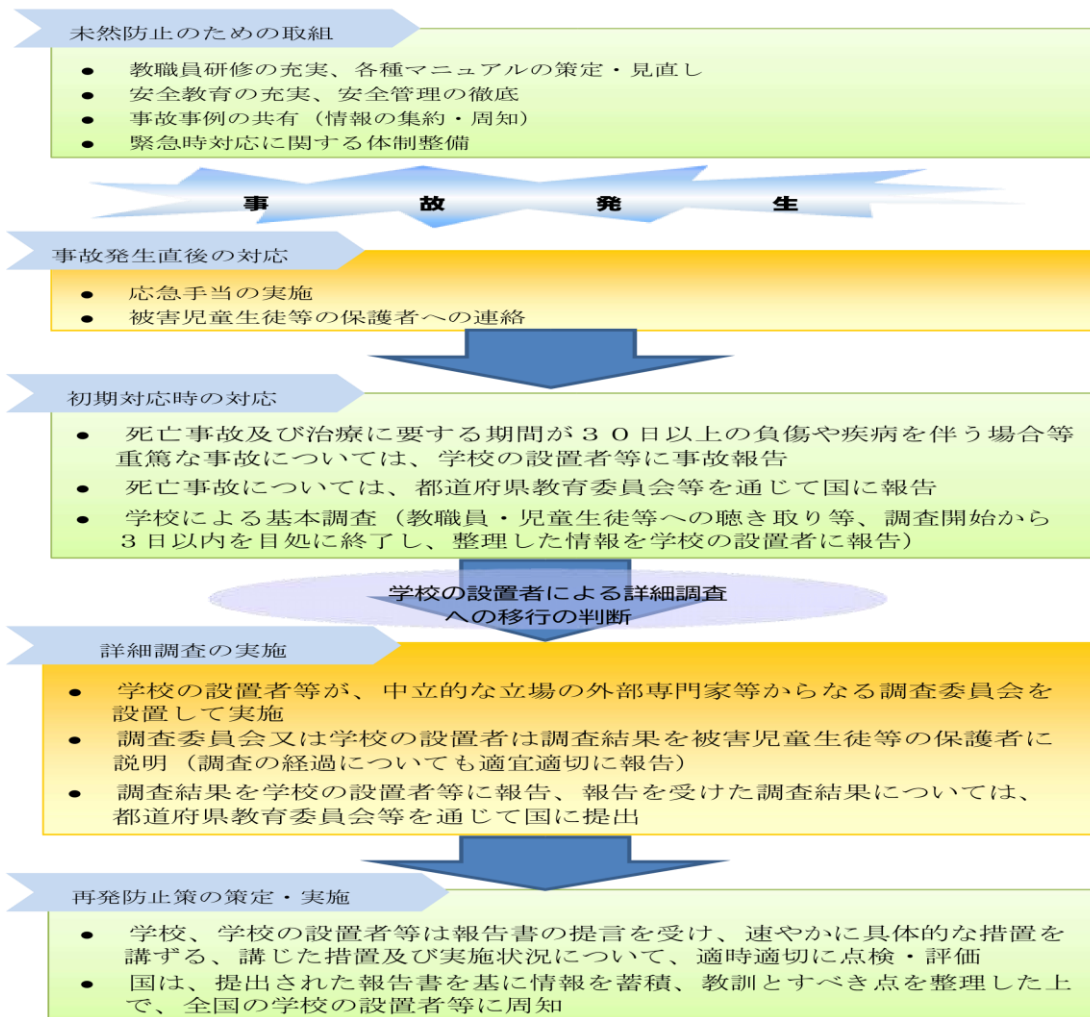
事故者 氏名 (フリガナ)	男・女	クラス	担任	保護者名
TEL	保護者との 連絡状況			

相手方氏名	男・女	年齢	TEL
-------	-----	----	-----

(フリガナ)					
住 所					

発 生 日 時	令 和 年 月 日 ()	時 間 帯	
発 生 場 所			
症 状			
原 因 等			
現場と発生の状況等			
搬送先病院名		TEL	
病院での様態			
対 応 状 況			
保護者との連絡			

(4)「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ



※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

生徒事故報告書

604-000 令和〇年〇月〇日

宮崎県教育委員会教育長 殿

私立宮崎第一高等学校 校長 〇〇〇〇

次のとおり報告します。

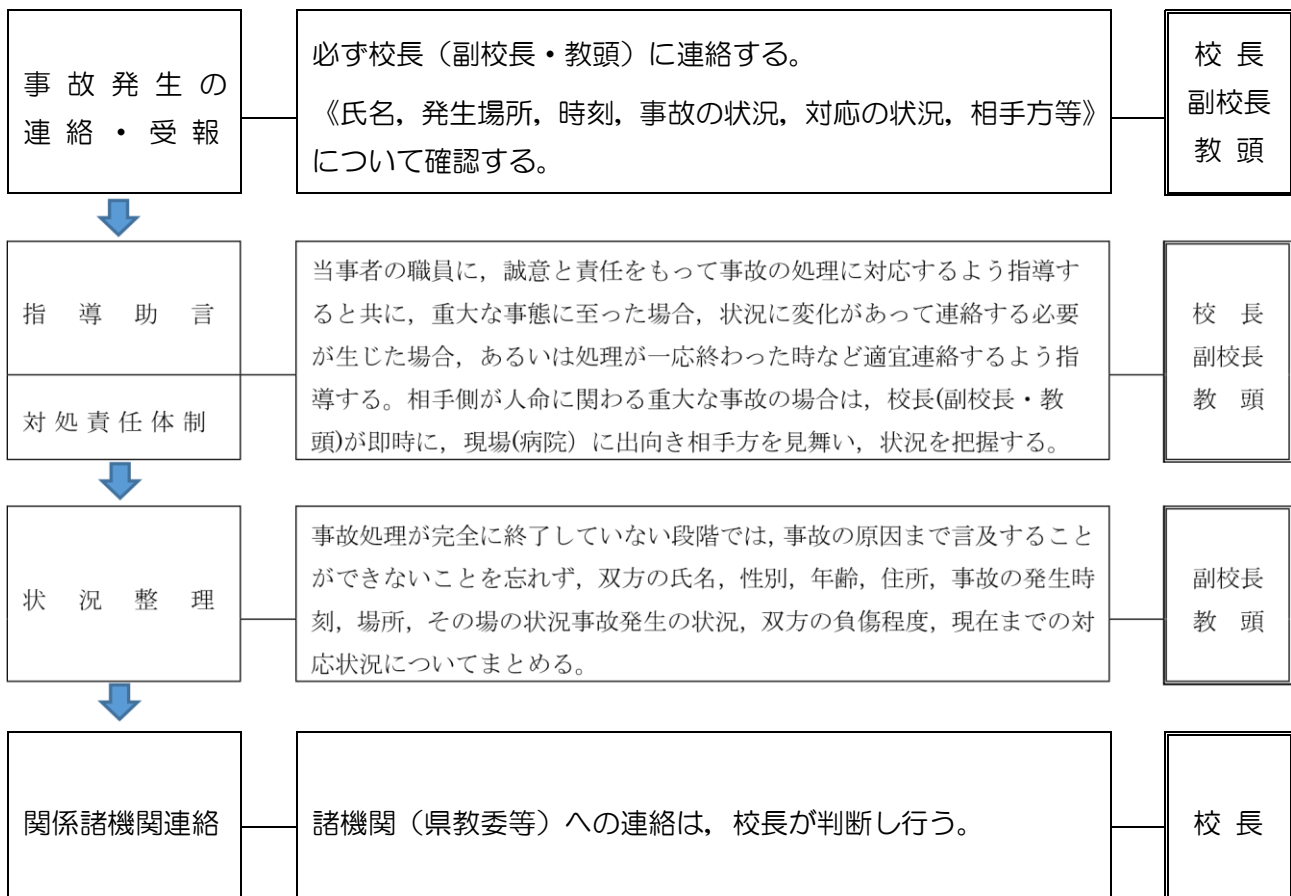
生徒	氏名 年齢(性別) 歳() 学科 学年
保護者	住所氏名 本人との続柄
事故の概要	日時： 場所： 内容：
今後の処置	
その他参考事項	

19 職員の事故

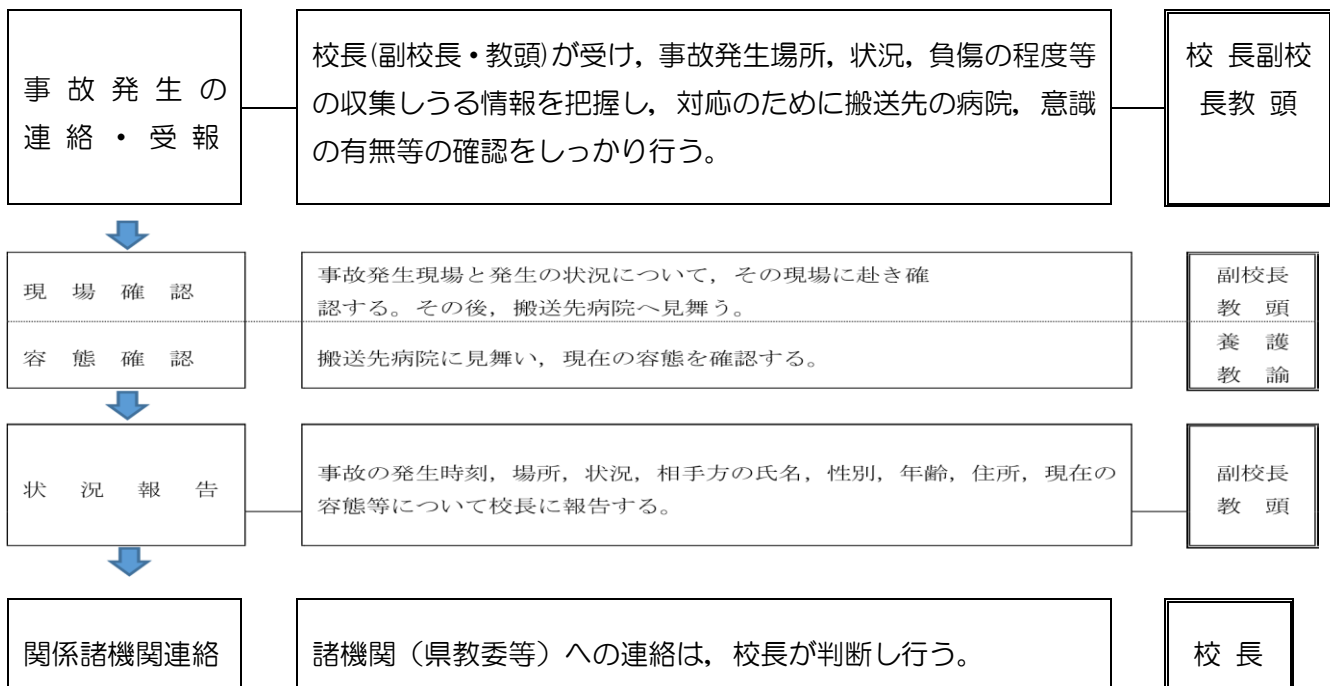
(1) 学校内における職員の事故 <生徒の場合に準じて対応する。>

(2) 学校外における職員の事故

① 当事者が電話をかけてこられる程度の事故の場合



② 当事者が電話をかけてこられない事故の場合



(3) 学校内・外の職員事故対応メモ

事故者氏名 (フリガナ)		職 名		年 齢		電 話 番 号	局番 () —
住 所							

相手方氏名 (フリガナ)		年 齢		性 別		電 話 番 号	局番 () —
住 所							

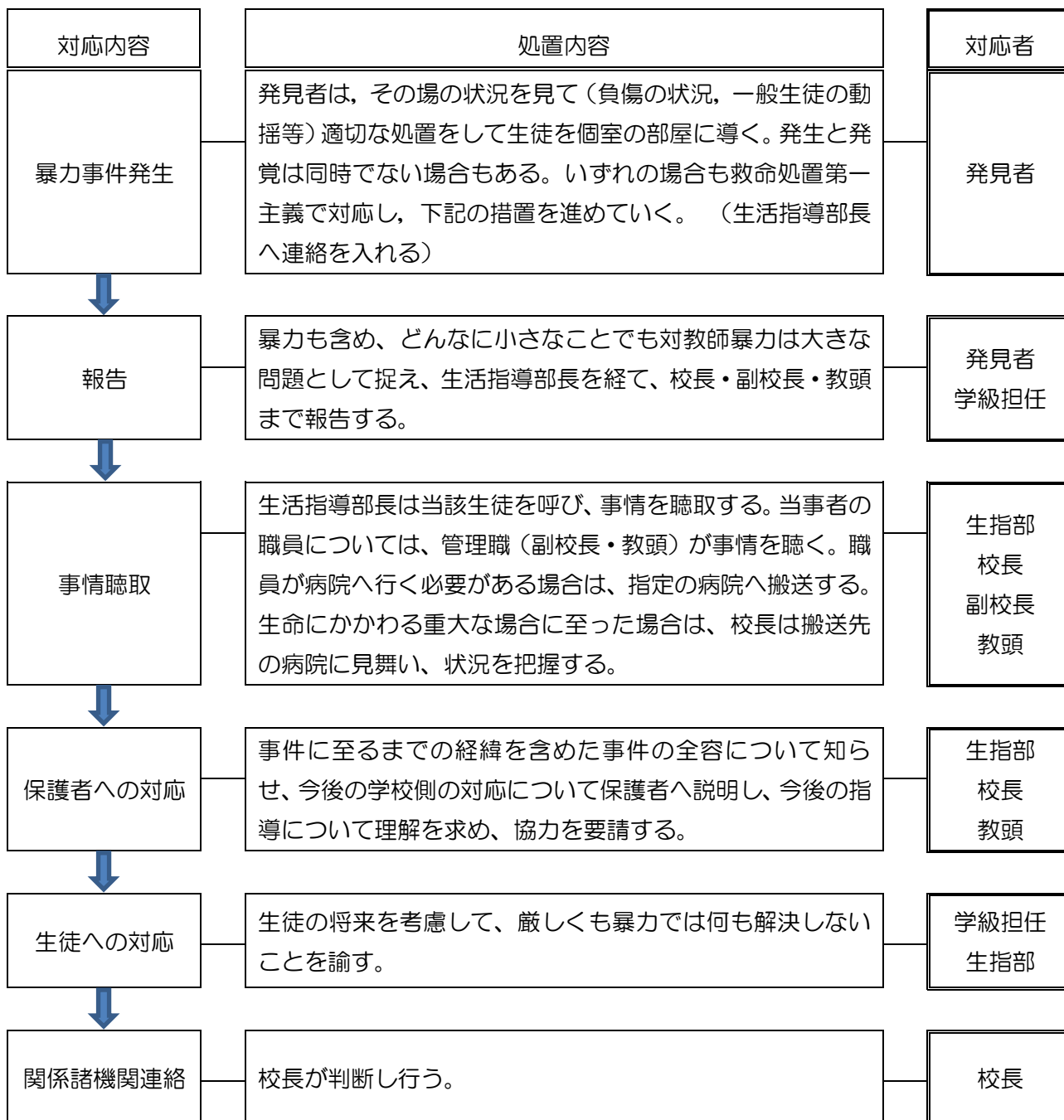
発 生 日 時	令和	年	月	日 ()	曜 日	発 生 場 所	
症 状	事 故 者				相 手 方		
発生現場と 発生状況等							
搬送先 病院名	病 院 TEL () —				事故処理 の 有 無	() 処理済み () 未処理	
病院で の容態 等	事 故 者				相 手 方		
その他							

20 校内暴力

(1) 生徒相互の場合

対応内容	処置内容	対応者
暴力事件発生	発見者は、その場の状況を見て（負傷の状況，一般生徒の動揺等）適切な処置をして双方の生徒を別々の部屋に導く。発見と発見は同時でない場合もある。いずれの場合も救命処置第一主義で対応し，下記の措置を進めていく。（生活指導部長へ連絡を入れる）	発見者
事情聴取	双方の生徒にそれぞれの言い分を聞き、事件に発展するまでの経緯、暴力の事実関係について把握し、暴力事件の全容を解明する。	学級担任 生指部
生徒指導	「暴力は絶対にいけない」との指導と、双方の言い分に対するきめ細かな指導を行う。	学級担任 生指部
保護者へ連絡	生活指導部長は、校長の判断を仰ぎ、学級担任と連絡を取り、学級担任が保護者へ連絡を取る。	学級担任 生指部
保護者への対応	学級担任、生活指導部、（部長・副部長）が同席し、事件の全容並びに学校側の対応について保護者へ説明し、今後の指導について協力を要請する。	学級担任 生指部 （部長・副部長）
校内連絡	生活指導部会・委員会を開き、事件の全容並びに今後の対応について協議し、校長の判断で生活指導部長が事件の全容を全職員に報告し、職員にも指導の協力を要請する。	副校長 教頭
関係諸機関連絡	校長が判断し行う。	学級担任 生指部

(2) 対教師暴力の場合



21 いじめ

対応内容	処置内容	対応者
いじめ発覚	いじめてる生徒の立場に全面的に立って、いじめの事実関係を徹底的に把握する。その際に、仕返しを恐れて全容を明らかにしない場合もあるので、十分に留意する。早期発見に努める。	学級担任
報告	いじめの状況が認められた場合は、直ちに生徒指導部長、教頭、副校長・校長に報告する。	発見者 学級担任
実態調査	いじめに関係していた加害者・被害者双方に対し、個別かつ徹底的に事情聴取する。	学級担任 生指部
いじめ・不登校 特別支援教育委員会	生活指導部・学年・科の関係者で共通理認識する。さらに学校としての対策及び指導方針を固める。	学級担任 生指部
関係生徒 保護者へ説明 協力依頼	いじめの問題の全容が判明した段階で、いじめに関与した生徒とその保護者を一堂に集め、いじめの事実についてのすべてを保護者にも説明する。その際、学級担任・科長・教頭・生活指導部長が必ず立ち合う。いじめ問題がどれほど深刻かつ重大な問題であるかを生徒・保護者に十分理解させる。	学級担任 生指部
具体的指導方法	いじめた加害者から、被害者生徒に対して、一人一人きちんと謝罪と反省をさせる。また、保護者同士においても同様。物品や金品などの弁済は、保護者の責任で行う。その際いじめた生徒が報復行為を起こさないよう徹底的に指導しておく。	学級担任 生指部
関係諸機関連絡	校長が判断し行う。	校長

* いじめ対応については、学校いじめ防止基本方針があり、基本方針の対応が大切である。

いじめ・不登校等対策委員会

1. 目的 校内におけるいじめ・不登校の早期発見および対策を明らかにするために設置する。
2. 構成 副校長，教頭，生徒指導部長，教務主任，科長，（カウンセラー・教育相談係，養護教諭，関係職員）
3. 運営 いじめ，不登校の早期発見に努める。各学級担任，生活指導部は連携を密にしながら早期発見に努めていくよう心掛ける。その兆候が認められた場合は，生徒指導主事並びに教頭・副校長・校長と連絡を取り，臨時に委員会を召集し，対策等について協議する。全職員に指導方法を伝える。

(1) いじめ対応メモ

発覚日時	令和 年 月 日 ()			連絡者	
発覚の状況					
被害者	年組	男・女	氏名	保護者名	(-)
加害者	年組	男・女	氏名	保護者名	
	年組	男・女	氏名	保護者名	
	年組	男・女	氏名	保護者名	
	年組	男・女	氏名	保護者名	
	年組	男・女	氏名	保護者名	
	年組	男・女	氏名	保護者名	
いじめの実態	被害者の言い分			加害者の言い分	
分析と考察					
今後の指導の留意点					
家庭との連携					

いじめの「重大事態」への対応

1. 重大事態の判断と「みやざき文化振興課」への第一報

判断および県への第一報のポイント

○いずれの事案においても判断のポイントは「重大事態に該当するかもしれないという疑いがあると認めるとき」

○判断は客観的・多角的に行う

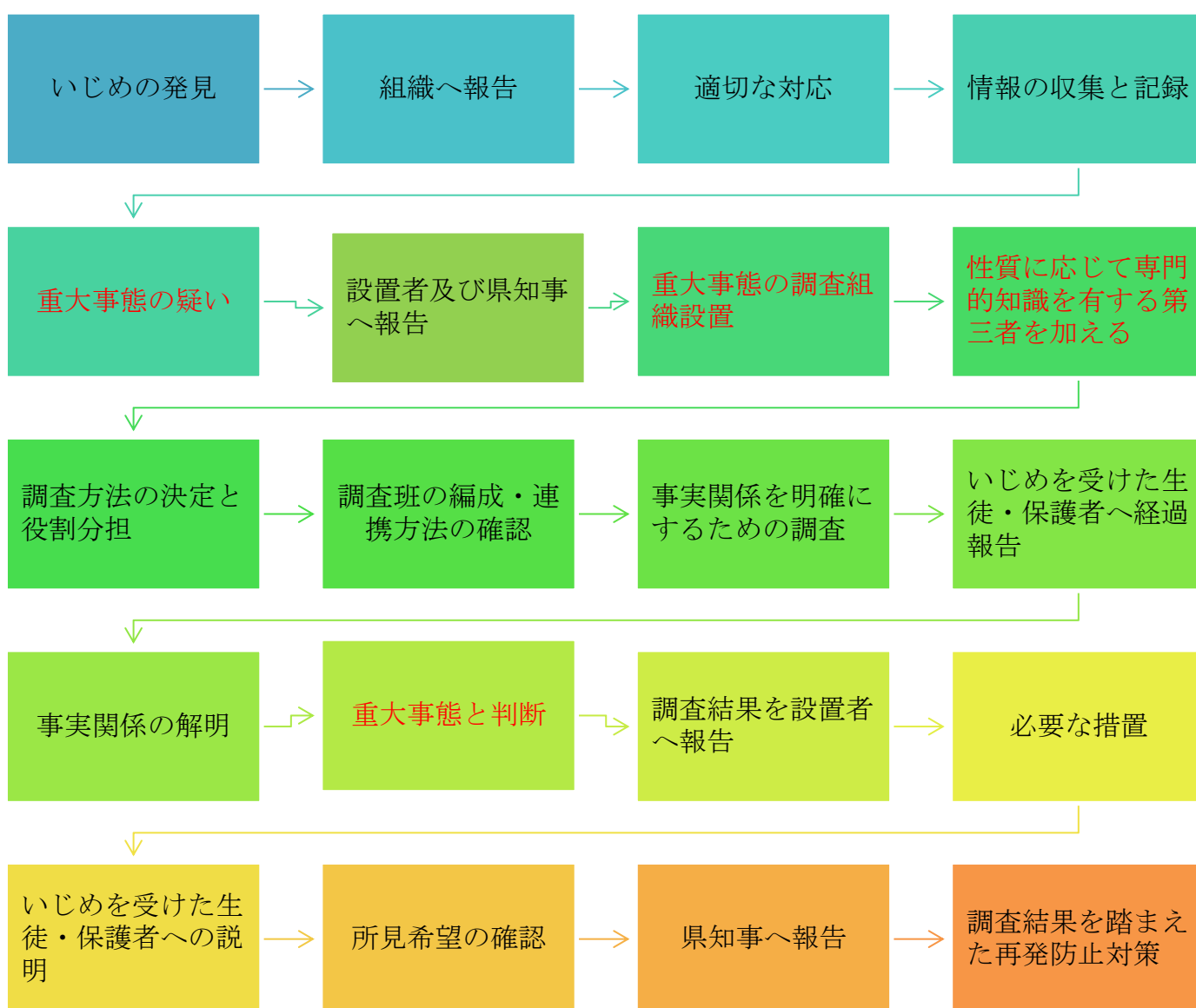
○疑われる事案が「重大事態」か否かの判断は、学校からの第一報とともに県と協議する。

「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「重大事態」及び「重大事態の判断」を次のように定義しています。今後、「への第一報の時期」については下のとおり取り扱うこととします。

「重大事態」とは	「重大事態」の判断の目安	文化振興課への第一報の時期
いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた <u>疑いがある</u> と認めるとき。(法第 28 条第 1 項第 1 号より)	⇒ ○児童生徒が自殺を企図した場合(例) 自死行為(未遂含む) ○身体に重大な傷害を負った場合(例) 骨折、打撲傷、火傷等 ○金品等に重大な被害を被った場合(例) 金銭・所持品を脅し取る等 ○精神性の疾患を発症した場合(例) うつ病等の精神疾患等	⇒ 学校がその事案を認知したとき(当日)
いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている <u>疑いがある</u> と認めるとき。(法第 28 条第 1 項第 2 号より)	⇒ 概ね 30 日程度の欠席 (事案によっては 30 日を待たずに判断)	⇒ 連続で 1 週間欠席したとき、又は連続ではないものの欠席日数が 7 日間になったとき
児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。(基本的な方針より)	⇒ いじめの有無や因果関係とは別に、児童生徒や保護者の申立てがあり、上記のいずれかの要件を満たす場合。	⇒ 児童生徒や保護者からの申立てがあったとき(当日)

- ① 重大事態の疑いがある場合は、校長は直ちに、設置者及び県知事に報告するとともに、速やかに重大事態に対処し、調査及び再発防止のための組織を設置します。
- ② 重大事態の性質に応じて、専門知識を有する第三者を加えた組織編成を行います。
- ③ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。
- ④ いじめを受けた生徒やその保護者へ調査の経過報告や必要な情報を適切に提供します。
- ⑤ 校長は、重大事態の調査について随時、設置者に報告します。
- ⑥ 設置者が必要と認めた場合は、設置者が調査を行います。
- ⑦ 知事が再調査組織により再調査を実施する場合は協力します。

(1) 対処のフローチャート (学校調査)



※ 設置者が必要と認めた場合は、「学校調査」に準じて設置者が調査を行います。

(2) 重大事態の学校調査等について

(推進法第 28 条)

- ① 重大事態の疑いがある場合は、校長は直ちに、設置者及び県知事に報告するとともに、速やかに重大事態に対処し、調査及び再発防止のための組織を設置します。
- ② 重大事態の性質に応じて、専門知識を有する第三者を加えた組織編成を行います。
- ③ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。
- ④ いじめを受けた生徒やその保護者へ調査の経過報告や必要な情報を適切に提供します。
- ⑤ 校長は、重大事態の調査について随時、設置者に報告します。
- ⑥ 設置者が必要と認めた場合は、設置者が調査を行います。
- ⑦ 知事が再調査組織により再調査を実施する場合は協力します。

(3) 重大事態の報告

(推進法第 31 条第 1 項)

- ① 重大事態が発生した場合、校長は直ちに設置者及び県知事に報告します。
- ② 重大事態への対応は「推進法」により義務化されていることを踏まえ、事実関係についての情報は、個人情報保護に配慮しながら、いじめを受けた生徒及び保護者に対して適切に説明します。
- ③ 調査結果について校長は速やかに設置者及び県知事に報告します。

「重大事態」が発生した際の調査

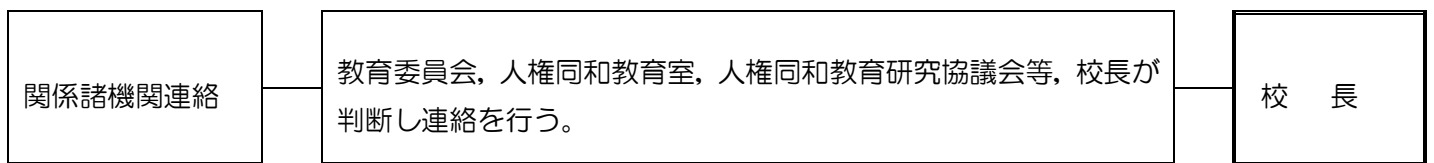
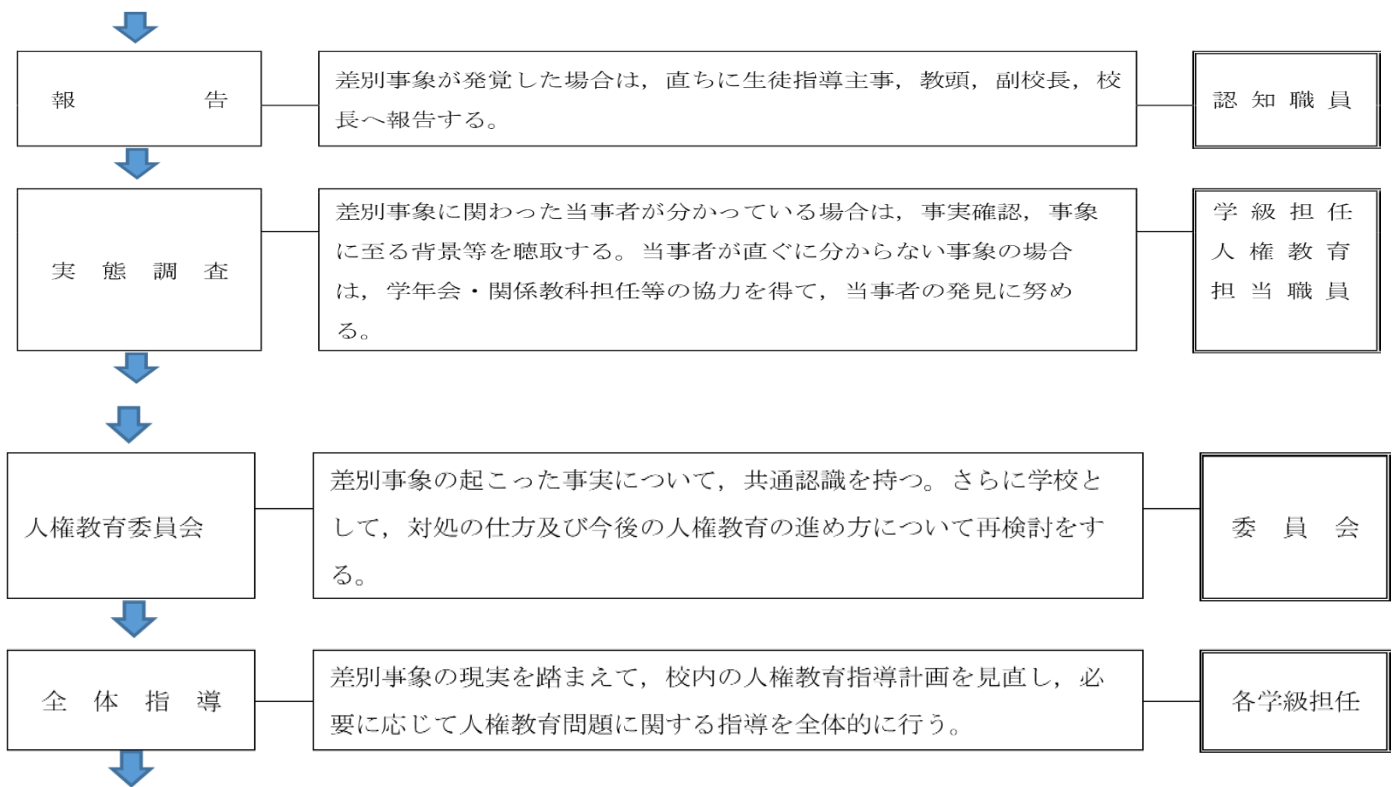
調査のポイント

- 「いつから」「だれから」「どのような行為が行われたのか」を明確に
- 事実をしっかり向き合うこと
- いじめの被害者やその保護者の心情に寄り添うこと
- 資料等は過去の分も含め、全て整理・保管すること

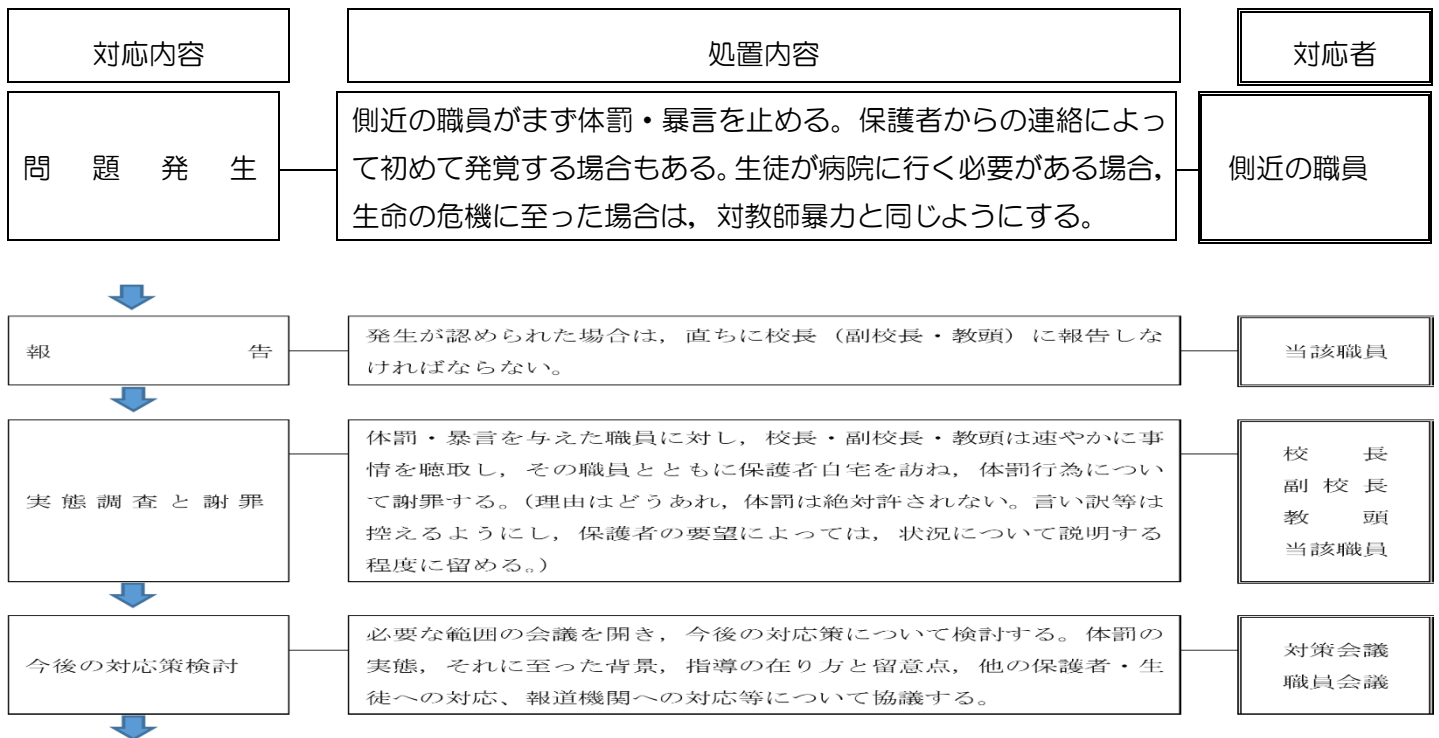
【相談・報告窓口】 宮崎県総合政策部 みやざき文化振興課 文教担当 (0985-26-7118)

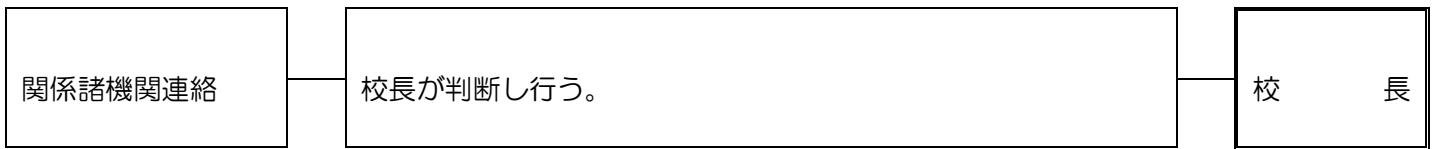
2.2 人権教育問題

対応内容	処置内容	対応者
差別事象の発覚	差別事象について、日時、場所、当事者、状況を的確に把握する。 落書き等の場合は、現場の保存に努め、写真で記録を残す。	認知職員
関係生徒の保護者への説明	差別事象の事実が確認された段階で、関係生徒及び保護者に対して、内容の説明と学校としての対応を説明する。	学級担任 副校長 教頭



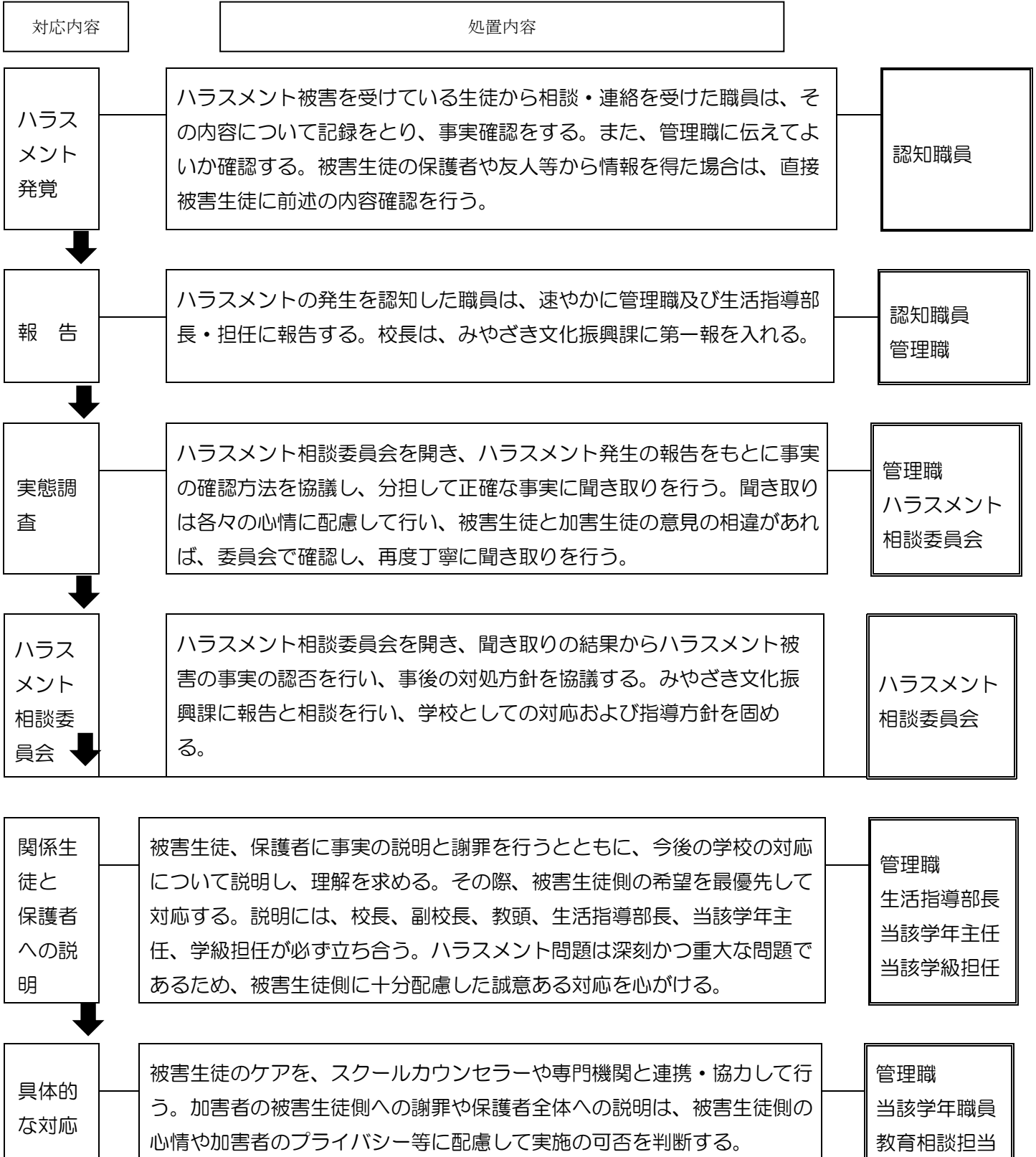
23 体罰・暴言等

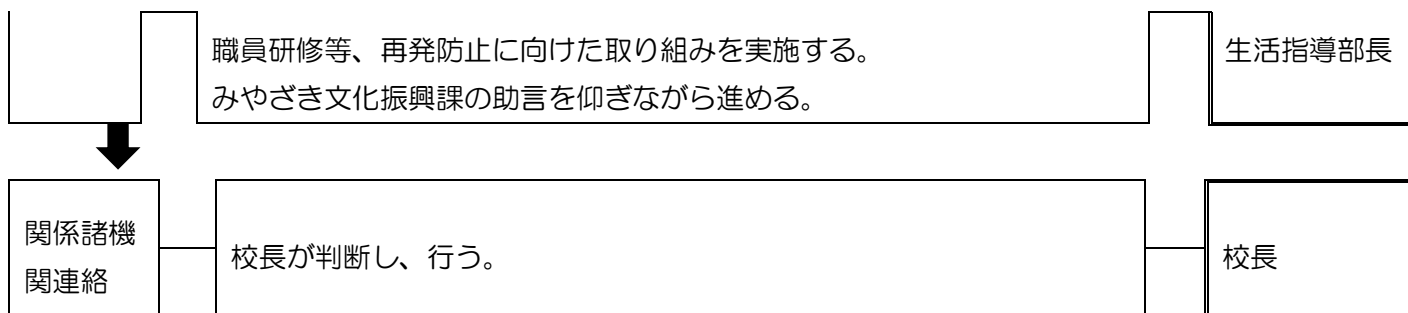




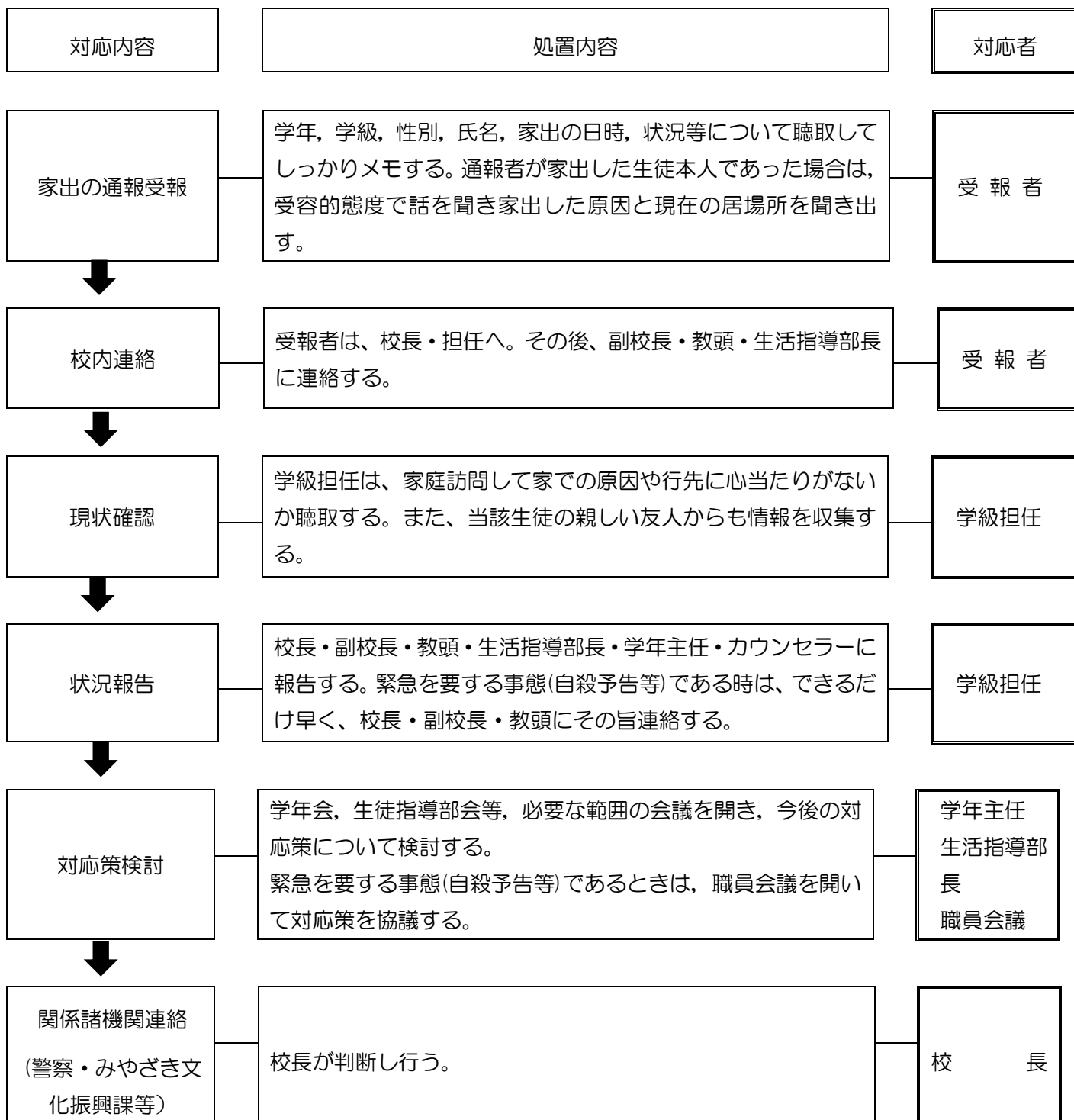
24 ハラスメント（被害者が生徒の場合）

※ 別途定めるハラスメント相談員を中心に対応する。

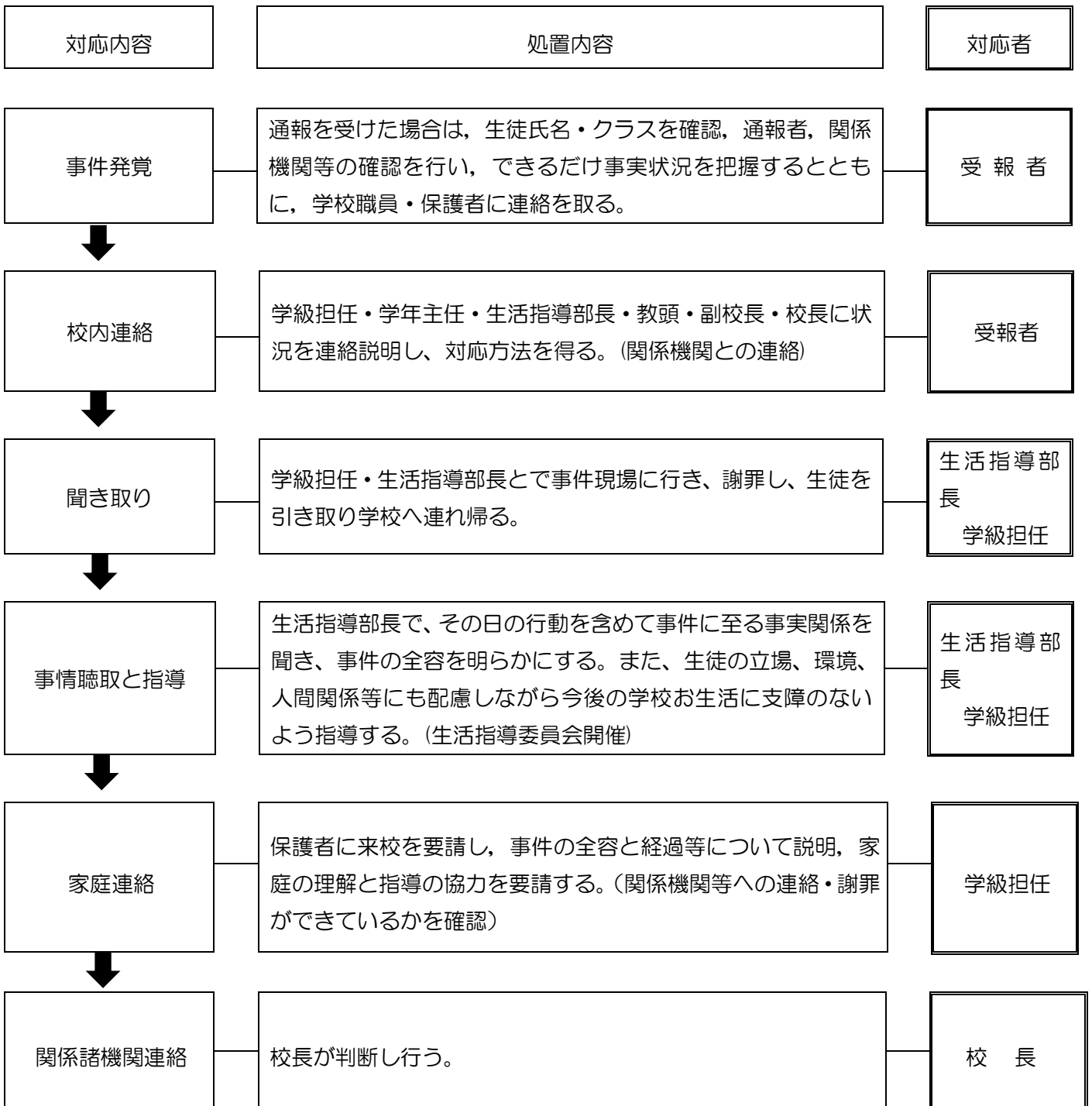




25 家出及び自殺予告



26 校外事件（万引き、窃盗、暴力行為、暴走行為、薬物乱用、情報関連問題、その他）



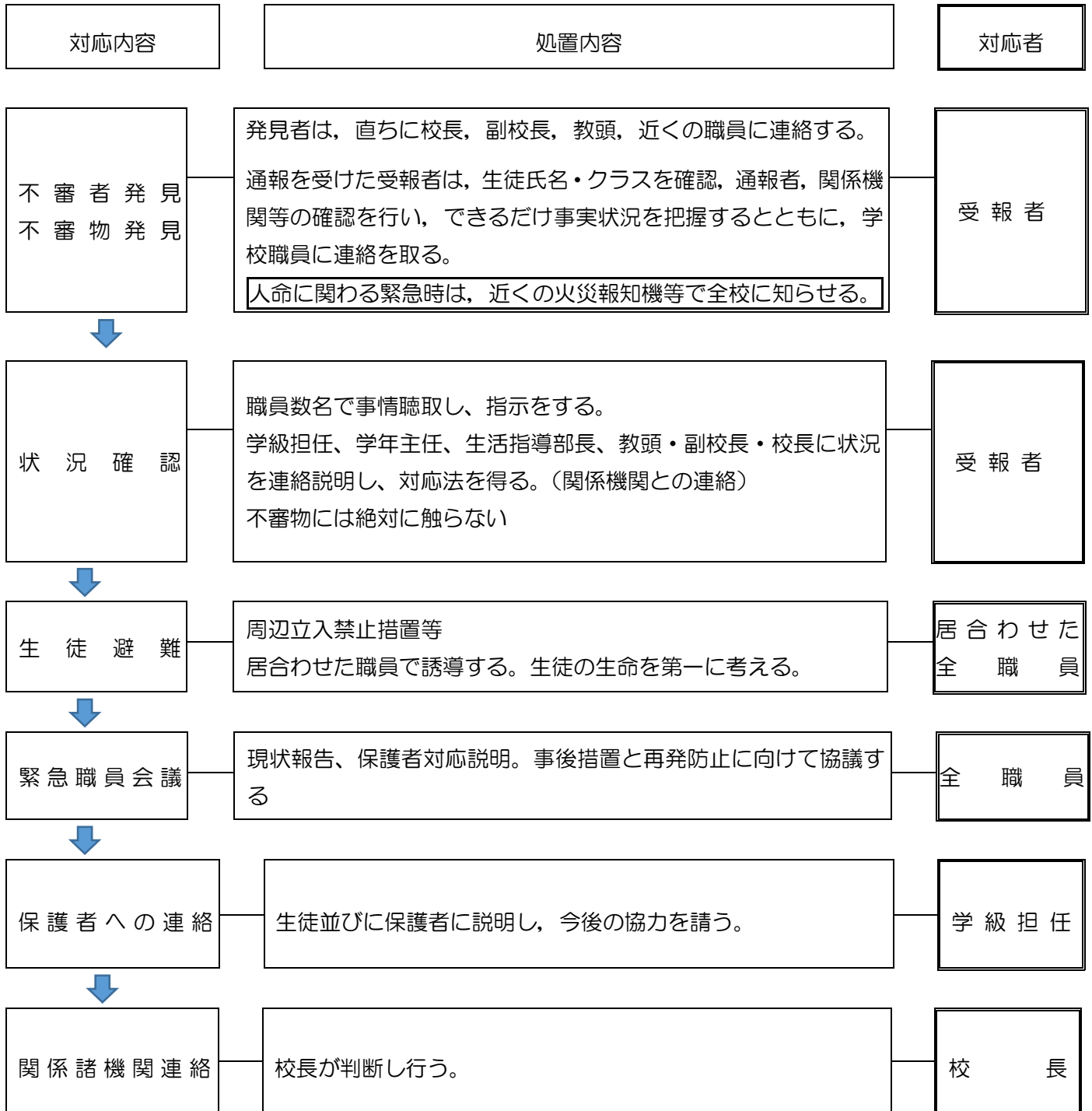
校外事件

発覚日時	令和 年 月 日 () 時 分	発生場所	
該当者	科 年 組	男 ・ 女	氏名 (中)
保護者氏名		担任名	
該当者	科 年 組	男 ・ 女	氏名 (中)
保護者氏名		担任名	
該当者	科 年 組	男 ・ 女	氏名 (中)
保護者氏名		担任名	
該当者	科 年 組	男 ・ 女	氏名 (中)
保護者氏名		担任名	
事件の概要			
事件の全容			
動機			
当日の行動			
類似行為			
今後の指導			

27 不審者の侵入、不審物の発見等

※ (1) 第一報による対応の判断 【緊急対応が必要な事態例】

- 凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
- 登下校中の生徒が不審者に襲われケガをした、声を掛け連れ去ろうとした、金品を奪われた。
- 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない、犯罪被害を受ける可能性がある。
- 校内での不審物発見

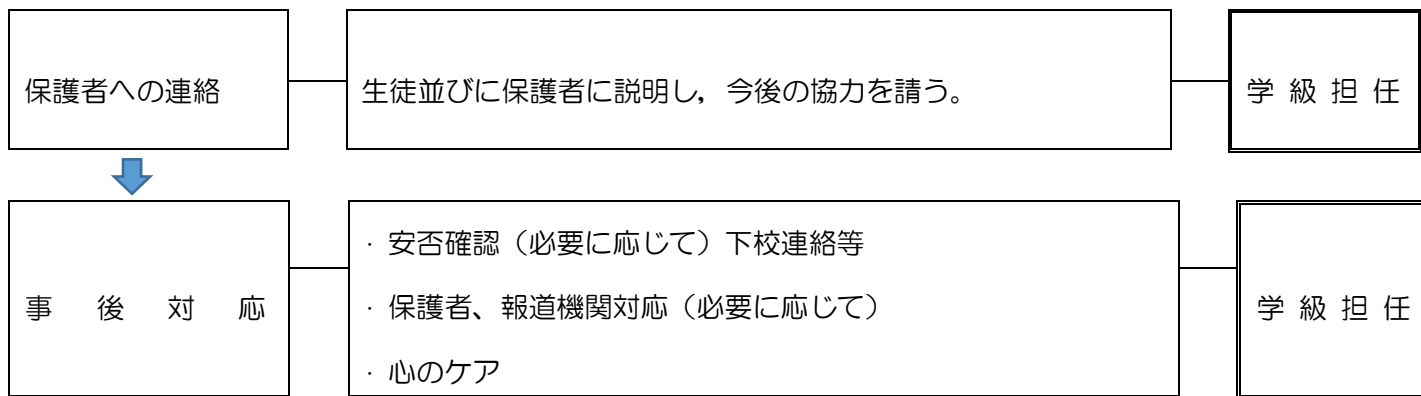


〈注意事項〉

- (1) 平素より不審者を見つけたら教職員に連絡するよう指導しておく。
- (2) 緊急時は警察や近隣協力者に申し出ること、人命に関する緊急時は、近くの火災報知機を押す等を指導しておく。
- (3) 不審者に対する事情聴取は、必ず数名の職員で行い、距離を保ち、言葉遣いに十分気をつける。
- (4) 来校者は保護者・卒業生を問わず、必ず事務室を通すようにする。
- (5) 保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。

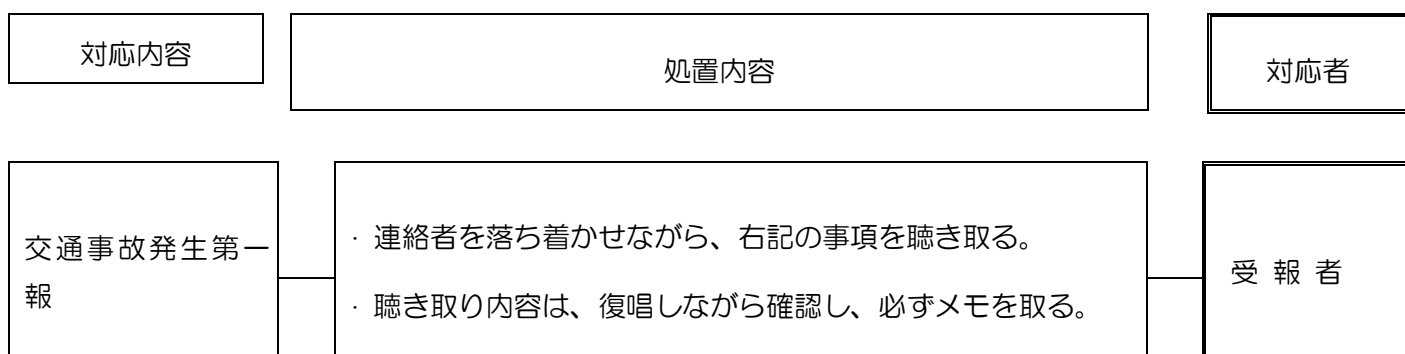
28 学校への犯罪予告





※ 保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。

29 交通事故発生時の対応





交通事故発生後の対応について

交通事故が発生した場合、管理職の判断の下、以下の対応が必要となります。

【1】初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて 110・119 番通報した上で、交通事故の現場に急行して事態を把握します。ほかの教職員と連携しながら、以下の対応を迅速に行います。

- 負傷者の応急手当及び安全確保 ● 保護者への連絡
- 当事者の生徒の気持ちを落ち着かせる ● 周囲の生徒は安全確保を指示する
- 教育委員会等への連絡

【2】二次対応と対策本部

事故の情報を整理し、警察・医療機関 等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の生徒への指導などを検討します。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じます。

【3】事故状況の調査・報告

事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録します。記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立てます。

【4】当事者となった生徒への対応

事故当事者になった生徒自身がとるべき対応（警察等への通報、加害者の責任）があります。発達段階、生徒の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合があります。事故後に生徒がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行います。

【5】心のケア

交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアが必要となります。特に、次のような場面を経験した場合は、事故当事者以外の生徒も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなりますので、適切なケアが求められます。

【警察への通報】 事故時の対応を理解。

すぐに警察に通報すること、相手当事者の車両ナンバーを覚えておくことなど

【加害者の責任】 加害者になった場合の責任についての理解。

生徒が加害者になった場合、本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等への影響が出る場合もあります。自転車に係る各種任意保険の加入をしておくことが重要です。